［略］

［略］

［４　略］

［削る］

［同左］

［同左］

［４　同上］

（地方消費税交付金に係る基準額の算定方法の特例）

第十四条の九の二　令和三年度に限り、法第十四条第一項の規定による地方消費税交付金の基準額は、第三十七条の四の三の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＋Ｂ

算式の符号

Ａ　次の算式Ⅰによつて算定した地方税法第72条の115第1項の規定による基準額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「地方消費税交付金基準額（従来分）」という。）

算式Ⅰ

$\{\alpha \times 0.5 \times 0.75 \times (a / b + c / d) + \alpha \times 0.5 \times 0.25 \times (e / f + c / d)\} \times 0.75$

算式Ⅰの符号

α　道府県が地方税法第72条の115第1項の規定により当該道府県内の市町村に交付する当該年度の地方消費税交付金の見込額

ａ　当該市町村の平成27年人口（当該市町村の国勢調査令によつて調査した平成27年10月1日現在における人口をいう。ただし、福島県南相馬市、双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、国勢調査令によつて調査した平成22年10月1日現在における人口（以下この条において「平成22年人口」という。）に、当該市町村の平成27年9月30日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口とする。）

ｂ　当該都道府県の区域内の市町村の平成27年人口の合計数

ｃ　当該市町村従業者数（当該市町村の地方税法第72条の115第1項に規定する従業者数とする。ただし、地方税法施行規則附則第3条の2の5の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による従業者数とする。以下この条において同じ。）

ｄ　当該市町村の属する道府県従業者数（当該道府県の区域内の市町村に係る市町村従業者数の合計数とする。）

ｅ　当該市町村の令和2年人口（当該市町村の国勢調査令によつて調査した令和2年10月1日現在における人口（以下この条において「令和2年人口」という。）をいう。ただし、双葉郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村にあつては、平成22年人口に、当該市町村の令和2年9月30日現在の住民基本台帳登載人口を当該市町村の平成22年9月30日現在の住民基本台帳登載人口で除して得た率を乗じて得た人口とする。）

ｆ　当該都道府県の区域内の市町村の令和2年人口の合計数

Ｂ　次の算式Ⅱによつて算定した地方税法第72条の115第2項の規定による基準額（算定